



宜野湾市告示第 16 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第 9 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 29 日

宜野湾市長 松川 正則



1. 景観計画の名称

宜野湾市景観計画（別冊）西普天間住宅地区

2. 景観計画区域に定める区域

西普天間住宅地区土地区画整理事業の施行区域を中心とする約 50.8ha

3. 縦覧場所

宜野湾市建設部都市計画課